

議案第53号

東郷町子ども及び学生医療費支給条例の制定について

東郷町子ども及び学生医療費支給条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和4年11月28日提出

東郷町長 井 俣 憲 治

説 明

この案を提出するのは、子ども及び学生の健やかな育成と安心して勉学に励むことができる環境の形成に寄与し、もって福祉の増進を図るため必要があるからである。

東郷町子ども及び学生医療費支給条例

(目的)

第1条 この条例は、子ども及び学生が医療を受けた場合に医療費の一部を支給することにより、子ども及び学生の健やかな育成と安心して勉学に励むことができる環境の形成に寄与し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 子ども 本町の区域内に住所を有する者で、出生の日から、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。

(2) 学生 18歳に達する日以後の最初の4月1日から24歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であつて、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学（同法第97条に規定する大学院を除く。）及び高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校その他規則で定める教育施設（大学への進学を目的とした教育を行うものに限る。以下「大学等」という。）に在学する者のうち、次の全てに該当するもの

ア 本町の区域内に住所を有する者又は大学等に通うため本町から他の市区町村に転出した者

イ 規則で定める扶養（以下「学生扶養」という。）を受けている者（大学等に通うため本町から他の市区町村に転出した者にあつては、本町の区域内に住所を有する者から学生扶養を受けている者に限る。以下「扶養学生」という。）又は規則で定める者（当該者を学生扶養する者がいない場合に限る。以下「特定学生」という。）

(3) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、現に子どもを監護するもの又は18歳に達した子どものうち最初の3月31日までの間にあるものを現に扶養するもの

(4) 未就学児 子どものうち6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの

(5) 就学児 子どものうち未就学児以外のもの

(居住地特例)

第3条 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項各号に規定する病院、診療所、施設又は住居（以下この条において「病院等」という。）に、入院、入所又は入居（以下この条において「入院等」という。）したことにより、本町の区域外に住所を変更したと認められる子ども若しくは特定学生又は住所を変更したと認められる扶養学生（入院等のため2回以上住所を変更したと認められる場合を除く。）については、前条第1号及び第2号の規定にかかわらず、子ども又は学生とする。

2 病院等に入院等したことにより、本町の区域内に住所を変更したと認められる子ども又は特定学生については、前条第1号及び第2号の規定にかかわらず、子ども又は学生としない。

(対象者)

第4条 この条例により子ども医療費又は学生医療費の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号に掲げる医療費の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 子ども医療費 国民健康保険法の被保険者又は規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）による被扶養者である子どもの保護者である者。ただし、15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した子どものうち婚姻しているもの又は国民健康保険法による世帯主若しくは組合員若しくは社会保険各法による被保険者、組合員若しくは加入者であるものにあつては、当該子ども本人

(2) 学生医療費 学生扶養をする者又は特定学生

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、子ども医療費又は学生医療費の支給を受けることができない。

(1) 就学児又は学生が東郷町障害者医療費支給条例（昭和48年東郷町条例第22号）による医療費の支給を受けることができる場合

(2) 就学児又は学生が東郷町母子及び父子家庭医療費支給条例（昭和53年東郷町条例第20号）による医療費の支給を受けることができる場合

(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている場合

(4) 法令の規定により、この条例と同等な医療に関する給付を受けることができる場合

(支給の範囲)

第5条 町長は、子ども又は学生がその疾病又は負傷について受けた医療について国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合(学生にあつては、入院を伴う場合に限る。以下同じ。)において、当該医療に関する給付の額と当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた場合における給付の額との合計額が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則で定める手続により、対象者に対し、その満たない額に相当する額を子ども医療費又は学生医療費として支給する。

2 前項の医療に要する費用の額は、診療報酬の算定方法の例により算定した額(当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額)とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

(子ども医療費受給者証)

第6条 子ども医療費の支給を受けようとする対象者は、規則で定めるところにより、町長に申請し、この条例による子ども医療費の支給を受ける資格を証する子ども医療費受給者証の交付を受けなければならない。

(子ども医療費受給者証の提示)

第7条 前条の規定により子ども医療費受給者証の交付を受けた対象者(以下「受給者証保有者」という。)は、子ども医療費の支給を受けようとする場合は、病院、診療所、薬局等(以下「医療機関等」という。)において、診療、薬剤の支給又は手当を受ける際、当該医療機関等に子ども医療費受給者証を提示するものとする。

(子ども医療費の支給方法の特例)

第8条 町長は、子どもが医療機関等で医療を受けた場合には、子ども医療費として当該子どもに係る受給者証保有者に支給すべき額の限度において、当該医療に関し当該医療機関等に支払うべき費用を、当該受給者証保有者に代わり、当該医

療機関等に支払うことができる。

2 前項の規定により費用の支払があったときは、第5条第1項の規定にかかわらず、受給者証保有者に対し、子ども医療費の支給があったものとみなす。

(届出義務)

第9条 対象者は、規則で定める事項に変更があったとき又は子ども医療費若しくは学生医療費の支給事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、速やかに、その旨を町長に届け出なければならない。

2 受給者証保有者が対象者でなくなったときは、速やかに、その旨を町長に届け出るとともに子ども医療費受給者証を返還しなければならない。

(報告)

第10条 町長は、子ども医療費及び学生医療費の支給に関し、必要があると認めるときは、子ども医療費受給者証の交付を受け、若しくは受けようとする者又は子ども医療費若しくは学生医療費の支給を受け、若しくは受けようとする者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

(損害賠償との調整)

第11条 町長は、対象者が、子ども医療費若しくは学生医療費の支給に係る疾病若しくは負傷に関し損害賠償を受けたときは、その額の限度において、子ども医療費若しくは学生医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した子ども医療費若しくは学生医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(不正利得の返還)

第12条 町長は、偽りその他不正の手段により、子ども医療費又は学生医療費の支給を受けた者がいるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(受給権の保護)

第13条 子ども医療費又は学生医療費の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供することができない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、子ども医療費及び学生医療費の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(東郷町子ども医療費支給条例の廃止)

2 東郷町子ども医療費支給条例（昭和48年東郷町条例第1号）は、廃止する。

(経過措置)

3 東郷町子ども及び学生医療費支給条例（以下「新条例」という。）の規定は、施行日以後に受けた医療に係る子ども医療費又は学生医療費について適用し、施行日以前に受けた医療に係る子ども医療費については、なお従前の例による。

4 施行日において現に入院して医療を受けている学生については、施行日以後に受けた医療に係る医療費の額に相当する額を、新条例第5条第1項の規定により学生医療費として支給する。

5 廃止前の東郷町子ども医療費支給条例第5条の規定により交付を受けた子ども医療費受給者証は、新条例第6条の規定により交付を受けた子ども医療費受給者証とみなす。

(東郷町障害者医療費支給条例等の一部改正)

6 次に掲げる条例の規定中「東郷町子ども医療費支給条例（昭和48年東郷町条例第1号）」を「東郷町子ども及び学生医療費支給条例（令和4年東郷町条例第号）」に改める。

(1) 東郷町障害者医療費支給条例（昭和48年東郷町条例第22号）第5条第4号

(2) 東郷町母子及び父子家庭医療費支給条例（昭和53年東郷町条例第20号）第2条第2項第5号

(3) 東郷町精神障害者医療費支給条例（平成20年東郷町条例第4号）第5条第4号

議案の概要

1 制定理由

子ども及び学生が医療を受けた場合に医療費の一部を支給することにより、子ども及び学生の健やかな育成と安心して勉学に励むことができる環境の形成に寄与し、もって福祉の増進を図るため必要があるからである。

2 主な制定内容

- (1) 東郷町子ども及び学生医療費支給条例（以下「新条例」という。）の目的を定めること。（第1条関係）
- (2) 新条例における用語の意義を定めること。（第2条関係）
- (3) 子ども及び学生の居住地特例について定めること。（第3条関係）
- (4) 子ども医療費及び学生医療費の支給の対象者を定めること。（第4条関係）
- (5) 子ども医療費及び学生医療費の支給の範囲を定めること。（第5条関係）
- (6) 子ども医療費の受給者証について定めること。（第6条関係）
- (7) 子ども医療費の支給方法の特例について定めること。（第8条関係）

3 施行期日等

- (1) 令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行すること。
- (2) 東郷町子ども医療費支給条例（昭和48年東郷町条例第1号。以下「旧条例」という。）を廃止すること。
- (3) 新条例の規定は、施行日以後に受けた医療に係る医療費について適用し、施行日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例によること。
- (4) 施行日において現に入院して医療を受けている学生については、施行日以後に受けた医療に係る医療費の額に相当する額を、新条例による学生医療費として支給すること。
- (5) 旧条例により交付を受けた子ども医療費受給者証は、新条例により交付を受けた子ども医療費受給者証とみなすこと。
- (6) 旧条例を引用する関係条例の一部を改正し、新条例を引用する形に整理すること。